

平成 26 年 6 月 18 日
改訂 平成 28 年 7 月 4 日
改訂 平成 30 年 10 月 17 日
改定 令和元年 10 月 16 日

2. 西宮市立中央病院褥瘡対策委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 西宮市立中央病院における褥瘡（スキンテア・MDRPU 含む）ケアに関する質の向上及び重症化の予防と褥瘡発生率の低減を図るため、西宮市立中央病院褥瘡対策委員会（以下「委員会」とする）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 褥瘡発生リスクアセスメントに関すること。
- (2) 褥瘡発生率の調査、報告及び問題把握に関すること。
- (3) 褥瘡予防の取り組みに関すること。
- (4) 体圧分散法及び除圧管理に関すること。
- (5) 褥瘡管理における栄養に関すること。
- (6) 褥瘡ケアに関すること。
- (7) スキンテアの予防およびケアに関すること
- (8) 医療関連機器圧迫創傷（MDRPU）の予防およびケアに関すること
- (9) 教育及び啓蒙に関すること。
- (10) その他、褥瘡対策に関し院長が審議を必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は病院長が指名する医師（皮膚科届出医師）をもって充てる。

3 副委員長は委員長が指名する看護師（皮膚・排泄ケア認定看護師または看護師長）をもって充てる。

4 委員の構成は以下の通りとする。

- (1) 医師（皮膚科医・内科医・外科医等）
- (2) 褥瘡管理者（専従皮膚・排泄ケア認定看護師）
- (3) 皮膚・排泄ケア認定看護師
- (4) 看護師長（不在時は皮膚・排泄ケア認定看護師が看護部との調整を行なう）
- (5) 褥瘡専任看護師
- (6) 褥瘡リンクナース（部署により指名しなくても可）
- (7) 薬剤師
- (8) 管理栄養士
- (9) 理学療法士・作業療法士
- (10) 医事課事務職員

5 委員会を円滑に運営するために専任医師と専任看護師で構成される褥瘡対策チーム会を設置する。

6 委員会を円滑に運営するために委員会メンバーで構成される褥瘡回診チームを設置する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の職務)

第5条 委員は各々の役割を遂行できるように自己研鑽に努めるとともに以下の役割を担う。

(1) 医師：褥瘡の予防や治療において他職種への指導と医療チーム連携のリーダー的役割を担う。

褥瘡に関する情報や院内発生率など院内の医師へ伝達し予防に対する意識向上に努める。

(2) 皮膚・排泄ケア認定看護師：委員会が円滑に運営できるように委員長を補佐する。病院内の褥瘡に係るすべてのケアにおいて、多職種のコーディネーターとしての役割を担う。

褥瘡対策チームにおけるアドバイザーとしての役割を担う。

(3) 看護師長：委員会内で専任看護師と委員会メンバーが円滑に活動できるようにアドバイザーとしての役割を担う。

委員会と看護部の連携を行う。

(4) 褥瘡専任看護師：褥瘡対策チームメンバーとして別紙に記載。

(5) 褥瘡リンクナース：褥瘡専任看護師の活動を補佐する。

(6) 薬剤師：褥瘡に関する薬剤のアドバイスや指導など他職種へのアドバイザーとしての役割を担う。

薬剤に関する情報を提供していくことで治療における方向性を提示する

(7) 管理栄養士：褥瘡の進展に添った栄養評価を行い、他職種へのアドバイザーとしての役割を担う。褥瘡ハイリスク患者の栄養状態を包括的に評価しNSTと連携を行う。

褥瘡に必要な栄養に関する情報を提示し院内職員の知識向上に努める。

(8) 理学療法士・作業療法士：褥瘡ハイリスク患者のポジショニングやシーティングなど褥瘡発生予防に関する事項を他職種へ指導し院内発生率の低減につなげる。

(11) 医事課職員：委員へ委員会開催の調整を行う。

委員会の議事録を作成し院内へ周知を図る。

委員会が円滑に行えるよう事前に議題をとりまとめ委員へ伝達する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 会議は原則として3か月毎とする。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

3 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、報告または意見を聴取することができる。

4 会議は委員数の50%以上の出席をもって開催とする。50%以上が欠席した場合はメール会議とする。

5 メール会議を開催した場合の決議は発信者へ必ず審議内容を確認した旨の連絡を行う。

(任期)

第7条 専任看護師の任期は2年とする。専任看護師以外の委員は状況に応じて延長していくものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医事課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他に、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は平成26年6月19日から施行する。

この規程は平成28年7月4日から施行する。

この規程は平成30年10月17日から施行する。

この規程は令和元年10月17日から施行する。